

## 外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業実施要領

### 1 目的

経済連携協定（E P A）に基づき入国し、介護施設等で就労しながら介護福祉士国家資格の取得を目指す者（以下「外国人介護福祉士候補者」という。）に対して、日本語及び介護分野の専門知識に係る学習の支援を行うことで、介護福祉士国家試験に合格できるようにすることを目的とする。

### 2 実施主体

実施主体は、県内の外国人介護福祉士候補者の受入れ施設（以下「受入施設」という。）とする。

### 3 事業内容

受入施設における、次に掲げる経費を補助する。

- (1) 就労中の外国人介護福祉士候補者の日本語学習（日本語講師の派遣、日本語学校への通学等）、介護分野の専門知識の学習（民間業者が実施する模擬試験や介護技術講習会への参加等）及び学習環境の整備に要する経費
- (2) 就労中の外国人介護福祉士候補者の喀痰吸引等研修の受講に要する経費
- (3) 外国人介護福祉士候補者の研修を担当する者の活動に要する経費

### 4 留意事項

- (1) 受入施設において、外国人介護福祉士候補者の日本語能力及び介護分野の専門知識等に係る学習の進捗の取得状況に応じた学習支援計画等を策定し、県に提出すること。
- (2) 本事業の実施に携わる者は、外国人介護福祉士候補者のプライバシーの保持に十分配慮するとともに、業務上知り得た個人情報、業務目的以外で他に漏らしはならないこと。
- (3) 3の(2)の喀痰吸引等研修の受講に要する経費については、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和62年厚生省令第49号）附則第13条第1号イに規定する第一号研修又は同号ロに規定する第二号研修の受講に係る経費を対象とする。なお、当該第二号研修のうち、基本研修及び実地研修の受講後に、追加的に実地研修のみを受講する場合の経費については、対象としない。

また、当該経費に係る補助金の交付については、当該年度中に外国人介護福祉

士候補者が、当該研修を受講する場合であって、当該外国人介護福祉士候補者 1 人当たり、日本での滞在期間中 1 回までを対象とする。ただし、受講する喀痰吸引等研修が当該年度内に終了しない場合は、当該研修の受講に要する基準額の範囲内で、当該年度内に係る経費を月割りにして計上する。

#### 附則

- 1 本要領は、令和 7 年 1 月 1 6 日から施行し、令和 6 年度事業から適用する。